

## 広島県教育委員会規則第三号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月十八日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道 雄

### 学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和三十年広島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「この規則の」を削り、同条中「よるの外、この規則」を「定めるもの」のほか、この教育委員会規則に改める。

第二条第一項第一号中「附近の」を「付近の」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 議会の議決証明（当該公立学校の設置に関する条例の制定又は改廃に関するもの。以下同じ。）

第二条第二項中「第四条の二」を「第五条」に、「位置の変更にあつては、更に前項」を「において、当該認可の申請又は届出が位置の変更に係るものであるときは、前項」に改め、「除く。」を「併せて」を加える。

第三条第一項中「第五条」を「第六条」に、「又は」を「、又は」に改め、同項第三号中「議決書謄本」を「議決証明」に改め、同項第四号中「第二条第一項第五号と同様」」を「前条第一項第三号及び第四号に同じ。」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「届出なれば」を「届け出なれば」に改める。

第四条中「第六条」を「第七条」に、「第二条第一項」を「第二条第一項各号」に、「第四号」を「同項第四号」に改め、「第五号」の下に「に掲げる書類」を加える。

第五条中「第七条」を「第九条」に改める。

第六条第一項中「第七条の二第一項」を「第十条第一項」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「予じめ」を「あらかじめ」に、「延期する」を「当該期限を延期する」に改め、同項第一号中「別記様式第三号。」を「別記様式第三号」に改め、同項第二号中「別記様式第四号。」を「別記様式第四号」に改め、同条第二項中「第七条の二第二項」を「第十条第二項」に、「そのつじすみやかに」を「その都度速やかに」に改める。

第七条中「第七条の三」を「第十二条」に改める。

第八条中「第七条の五」を「第十三条」に、「小学部、中学部、高等部又は幼稚部」を「幼稚部、小学部、中学部又は高等部」に、「第二条第一項」を「第二条第一項各号」に改める。

第九条中「第七条の六」を「第十四条」に、「議決書謄本」を「議決証明」に改める。

第十条中「第七条の七」を「第十五条」に、「議決書謄本」を「議決証明」に改める。

第十二条中「〔学校設置の認可申請又は届出〕」、「〔分校設置認可申請又は届出〕」、

「〔学校設置者変更の認可申請又は届出〕」及び「〔学校又は分校等の廃止の認可申請又は届出〕」を削る。

### 附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。